

あいち医療ツーリズム推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 あいち医療ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）は、既存の医療の受入余力を活用し、地域医療に影響を及ぼさない範囲において、外国人患者への先進的な医療や最先端の医療機器等による検診の実施など、本県の優れた医療技術の提供による医療の国際化の推進を図り、併せて訪日外国人の本県への誘客を促進するため、医療ツーリズム推進に向けた具体的な取組について協議することを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、医療ツーリズム推進に向けた取組の検討を行う。

(組織)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者とする。

(運営)

第4条 協議会は、保健医療局長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合に、代理者を出席させることができる。
- 5 やむを得ない事情により協議会を開くことが困難な場合は、書面による協議を行うことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は協議会を公開することにより当該協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該協議会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

- 2 会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については、会長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(意見聴取)

第6条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年５月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月９日から施行する。

(別紙)

あいち医療ツーリズム推進協議会委員名簿

五十音順・敬称略

天野 哲也	愛知医科大学病院 院長
池山 正仁	一般社団法人愛知県歯科医師会 会長
伊藤 伸一	社会医療法人大雄会 理事長
植村 公一	愛知県政策顧問
籠橋 寛典	中部国際空港株式会社 代表取締役社長
川原 弘久	偕行会グループ 会長
木村 慎吾	一般社団法人中部メディカルトラベル協会 理事
後藤 百万	独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院 院長
佐藤 公治	一般社団法人愛知県病院協会 会長
星長 清隆	学校法人藤田学園 理事長
柵木 充明	公益社団法人愛知県医師会 会長
松川 則之	名古屋市立大学病院 院長
丸山 彰一	名古屋大学医学部附属病院 院長
三谷 章雄	愛知学院大学歯学部附属病院 院長